

駐車監視員活動ガイドライン

平成23年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

活動方針

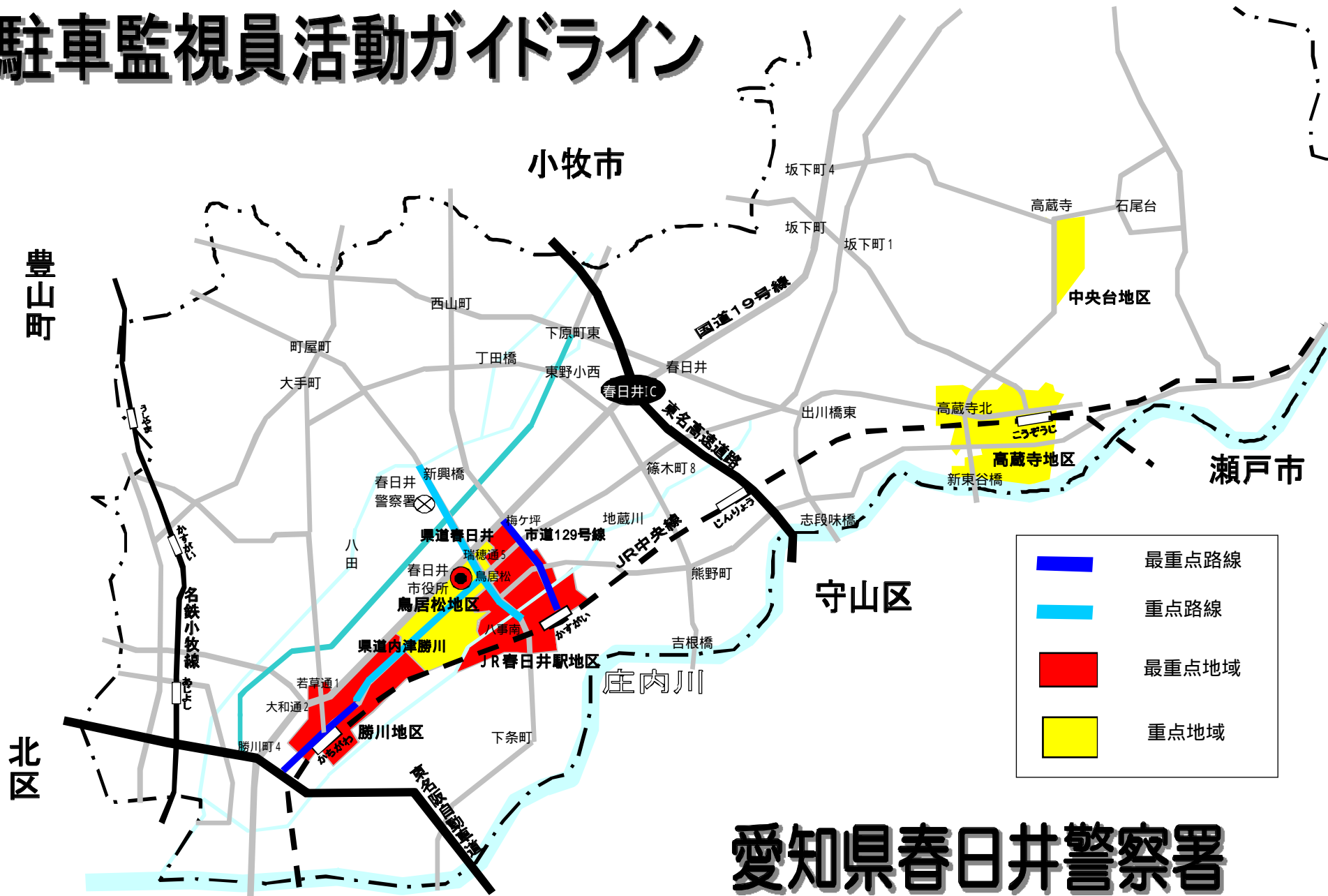
駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点	最重点路線	
	路線 (区間)	重点時間帯
点	市道129号線 梅ヶ坪交差点～JR春日井駅	8時～22時
	県道内津勝川線 柏井町1丁目50番地先交差点～勝川4丁目交差点	
重点	重点路線	
	路線 (区間)	重点時間帯
路	県道内津勝川線 鳥居松町交差点～柏井町1丁目50番地先交差点	9時～20時
	県道春日井一宮線 新興橋～八事南交差点	
	県道神屋味美線 下原町東～惣中町3丁目	
	市道122号線 惣中町3丁目～南方、国道302号線まで	

重点	最重点地域	
	地域 (町名)	重点時間帯
点	JR春日井駅周辺地区 ・中央通1丁目、2丁目 ・乙輪町1丁目、2丁目、3丁目 ・上条町1丁目、2丁目 ・割塚町・八事町3丁目 ・弥生町1丁目、2丁目 ・八事町1丁目～3丁目 ・鳥居松7丁目、8丁目 ・ことぶき町	8時～22時
	勝川地区 ・勝川町6丁目、7丁目 ・旭町1丁目 ・松新町1丁目、2丁目、4丁目～6丁目 ・柏井町1丁目～5丁目 ・八光町1丁目 ・若草通1丁目、2丁目(一部)	
重点	重点地域	
	地域 (町名)	重点時間帯
域	鳥居松地区 ・鳥居松1丁目～6丁目 ・春見町 ・月見町	9時～20時
	高蔵寺地区 ・高蔵寺町1丁目～4丁目 ・高蔵寺町北1丁目～4丁目	9時～20時
	中央台地区 ・中央台1丁目～4丁目	10時～18時

愛知県春日井警察署

駐車監視員活動ガイドライン



愛知県春日井警察署